

令和元年第1回臨時会

市 議 会 会 議 録

令和元年5月9日（開会）

令和元年5月9日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和元年第一回臨時会會議録

(令和元年五月)

垂水市議会

第 1 回 臨 時 会 議 録 目 次

第1号（5月9日）（木曜日）

1. 事務局長の臨時議長紹介	3
1. 市長あいさつ	3
1. 執行部紹介	3
1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 仮議席の指定	4
1. 議長の選挙について	4
1. 新任議長あいさつ	6
1. 議席の指定について	7
1. 会議録署名議員の指名	7
1. 会期の決定	7
1. 副議長の選挙について	7
1. 新任副議長あいさつ	9
1. 各常任委員及び議会運営委員の選任について	9
1. 各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告	10
1. 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙について	10
1. 報告 2 件 一括上程	11
報告	
1. 報告第 3 号～報告第 6 号 一括上程	12
報告	
質疑	
表決	
1. 議案第32号 上程	18
説明	
質疑	
表決	
1. 桜島火山活動対策特別委員会及び国道整備促進特別委員会の設置について	19
1. 桜島火山活動対策特別委員会及び国道整備促進特別委員会正・副委員長互選結果報告	20
1. 閉 会	20

令和元年第1回垂水市議会臨時会

1. 会期日程

月	日	曜	種	別	内	容
5	9	木	本会議		開会、仮議席の指定、議長の選挙、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、副議長の選挙、各常任委員及び議会運営委員の選任、各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選結果報告、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙、議案等上程（説明、質疑、表決）、桜島火山活動対策特別委員会及び国道整備促進特別委員会の設置、桜島火山活動対策特別委員会及び国道整備促進特別委員会の正・副委員長互選結果報告、閉会	
				委員会	桜島火山活動対策特別委員会	

2. 付議事件

件 名

報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度垂水市一般会計補正予算（第6号））

報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）

報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市介護保険条例の一部を改正する条例）

議案第32号 垂水市監査委員の選任について

令和元年第1回臨時会

会 議 録

第1日 令和元年5月9日

本会議第1号（5月9日）（木曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	農林課長	楠木 雅己
副市長	長濱 重光	併任	
総務課長	角野 毅	農業委員会	
併任		事務局長	
監査事務局長		水産商工	大山 昭
企画政策課長	二川 隆志	観光課長	
財政課長	和泉 洋一	土木課長	東 弘幸
税務課長	港 裕幸	水道課長	園田 昌幸
市民課長	鹿屋 勉	会計課長	野村 玲子
併任		消防長	後迫 浩一郎
選挙管理		次長兼消防署長	才原 一生
委員会		教育長	坂元 裕人
事務局長		教育総務課長	紺屋 昭男
保健課長	橘 圭一郎	学校教育課長	明石 浩久
福祉課長	高田 総	社会教育課長	野嶋 正人
生活環境課長	港 耕作	国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	榎園 雅司	書記	松尾 智信
		書記	海田 康士郎

令和元年5月9日午前10時開会

△事務局長の臨時議長紹介

○事務局長（榎園雅司） 今回の議会は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されますまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、北方貞明議員が最年長議員でございますので、ご紹介申し上げます。

[北方貞明議員、議長席に着席]

○臨時議長（北方貞明） 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました北方貞明です。議長の選出が終わるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

△市長あいさつ

○臨時議長（北方貞明） ここで、市長からあいさつのため、発言の申し出がありますので、これを許可します。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 本日、令和元年第1回垂水市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜りまことにありがとうございます。

初めに、議員の皆様方におかれましては、4月14日の告示以来、1週間の厳しい選挙戦を連日にわたりご健闘され、市民の皆様からの力強いご支援と厚い信頼、そして大きな期待を担われた結果、見事、当選の榮に浴されました14名の方に改めて心からお祝いを申し上げたいと思っております。

品位と風格を要する本市議会の議員にご就任になり、本日こうしてお目にかかれますことは、私どもといたしましても心強く、喜びとするところでございます。

申し上げるまでもなく、議会は民意を代表し、

執行機関と議論を尽くし、市政発展のために共に歩みを進めていかなければなりません。くれぐれも健康にご留意されて、これからの4年間、安心・安全で住んでよかったと思える元気なまちづくりに向け、ご理解とご協力を賜り、また市議会の活動を通じて市政の発展にご尽力を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

簡単ではございますが、今回の選挙に対しましてお喜びと今後の市政に対しましてお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

△執行部紹介

○臨時議長（北方貞明） 次に、今回の選挙によりまして、私を含めて議員各位には、市民の選良として議席を与えられました。本日は一般選挙後、初めての議会ですので、改めて理事者の皆さんの紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、副市長以下、自己紹介を順次許可いたします。

○副市長（長濱重光） おはようございます。副市長の長濱でございます。これまで同様、市政の発展と市民のために誠心誠意全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（坂元裕人） おはようございます。教育長の坂元裕人でございます。教育の充実のために精いっぱい頑張りますのでよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（角野 毅） おはようございます。総務課長並びに監査事務局長を併任しております角野でございます。よろしくお願いいたします。

○財政課長（和泉洋一） おはようございます。財政課長の和泉でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。企画政策課長の二川でございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○福祉課長（高田 総） おはようございます。福祉課長兼福祉事務所長の高田でございます。よろしくお願いいたします。

○保健課長（橋圭一郎） おはようございます。保健課長兼地域包括ケアセンター長を仰せつかっております橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○水産商工観光課長（大山 昭） おはようございます。水産商工観光課長の大山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○農林課長（楠木雅己） おはようございます。農林課長と農業委員会事務局長を併任いたしております楠木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○土木課長（東 弘幸） おはようございます。土木課長の東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長（紺屋昭男） おはようございます。教育総務課長の紺屋でございます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（明石浩久） おはようございます。学校教育課長兼市立学校給食センター所長の明石でございます。よろしくお願いいたします。

○社会教育課長（野嶋正人） おはようございます。社会教育課長の野嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○国体推進課長（米田昭嗣） おはようございます。国体推進課長の米田でございます。よろしくお願いいたします。

○税務課長（港 裕幸） おはようございます。税務課長の港です。よろしくお願いいたします。

○市民課長（鹿屋 勉） おはようございます。市民課長の鹿屋でございます。あわせて選挙監理委員会事務局長を拝命しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活環境課長（港 耕作） おはようございます。生活環境課長の港でございます。よろし

くお願いいたします。

○水道課長（園田昌幸） おはようございます。水道課長の園田でございます。よろしくお願いいたします。

○会計課長（野村玲子） おはようございます。会計管理者兼会計課長の野村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○消防長（後迫浩一郎） おはようございます。消防本部消防長の後迫と申します。よろしくお願いいたします。

○次長兼消防署長（才原一生） おはようございます。消防本部次長兼消防署長の才原でございます。よろしくお願いいたします。

△開 会

○臨時議長（北方貞明） ただいまから、令和元年第1回垂水市議会臨時議会を開催いたします。

△開 議

○臨時議長（北方貞明） それでは、本日の会議を開きます。

△仮議席の指定

○臨時議長（北方貞明） この際、議事の進行上、仮議席を指定しています。

仮議席は、ただいまの着席議席といたします。これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△議長の選挙について

○臨時議長（北方貞明） 日程第1、これより議長の選挙を行います。

議長の選挙は、議会基本条例第5条第6項の規定により、議長の選出に当たり、本会議において職を志願する者に所信を表明する機会を設けると規定されております。

ついては、議長の職を志願される方は、演壇にて所信を述べていただきたいと存じます。

なお、2名以上の場合は、議席番号順にお願いいたします。

それでは、まず議長の職を志願される方の起立を求めます。

[志願者起立]

○臨時議長（北方貞明） 議長の選挙に池山節夫議員、篠原静則議員の2名が志願される方となりました。

最初に、池山節夫議員から演壇において所信を述べていただきます。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 皆さん、おはようございます。

再度、ここに議席をいただきました。今回は女性の議員の方も誕生いたしました。そして、垂水市執行部においては女性の課長さんも誕生いたしました。これから垂水の市議会は、ますます注目を集めながら、今後の4年間を一生懸命に頑張っていかなければならない議会になると思います。これから地方創生の中で、議会も執行部と協力したり議論をしながら、活性化をして垂水発展のために進めていかなければならないと思います。

私は、皆様のおかげで過去2年間議長を務めさせていただきましたが、まだやり残したこともあります。どうか、同僚議員皆様のご支持をよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（北方貞明） 次に、篠原静則議員、お願いいたします。

[篠原静則議員登壇]

○篠原静則議員 皆さん、おはようございます。

まずは、今回の改選で、見事、議席を獲得されました皆様方に心よりお喜びを申し上げます。本市の発展、さらには市民の福祉の向上のために、共に力を合わせて垂水市がよき方向に進んでいくようにご尽力を賜りたいと思います。

それでは、ただいまより私が立候補するに当たり、簡単に所信を述べさせていただきます。

今回の市議選で、市民の生命・財産・暮らしを守ることを、基幹産業である農林水産業の振興と育成、良好な教育環境づくりの推進、市民の

視点に立った行政経営の推進、この4つの公約を掲げ9期目の当選をさせていただきました。私のモットーであります真実一路の精神で、今後も市民の皆様の幸せのために誠心誠意を尽くし、全ての人々が安心して暮らせる健康で豊かな生活を送ることができるように、公平・公正な市民の目線に立った議会運営に努める所存でございます。

前回、議長に就任いたしましたから約11年がたちましたが、今回は議員生活の集大成といたしましての覚悟で議長選へ立候補いたしました。どうか、同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございます。

○臨時議長（北方貞明） 以上で、議長の職を志願される方の所信表明が終わりました。

それでは、ただいまから議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じてください。

[議場閉鎖]

○臨時議長（北方貞明） ただいまの出席議員は、14人です。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○臨時議長（北方貞明） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（北方貞明） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

○臨時議長（北方貞明） 異状なしと認めます。念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

[1番議員から順次投票]

- 1番 新原 勇 議員
- 2番 森 武一 議員
- 3番 前田 隆 議員
- 4番 池田 みすず 議員
- 5番 梅木 勇 議員
- 6番 堀内 貴志 議員
- 7番 川越 信男 議員
- 8番 感王寺 耕造 議員
- 9番 持留 良一 議員
- 10番 北方 貞明 議員
- 11番 池山 節夫 議員
- 12番 徳留 邦治 議員
- 13番 篠原 静則 議員
- 14番 川畑 三郎 議員

○臨時議長（北方貞明） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（北方貞明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入口を開けてください。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（北方貞明） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に新原勇議員、森武一議員、前田隆議員を指名いたします。

ただいま指名された3名の方は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○臨時議長（北方貞明） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

池山節夫議員 6票

篠原静則議員 8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、篠原静則議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました篠原静則議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

△新任議長あいさつ

○臨時議長（北方貞明） 篠原静則議員の議長のあいさつを許可いたします。

〔議長篠原静則議員登壇〕

○議長（篠原静則） ただいま皆様方のご支持をいただきまして、議長に就任することになりました。ありがとうございました。

所信表明で述べたとおりでございますけれども、垂水市議会が市民に開かれた議会になりますように誠心誠意努力してまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、二元代表制のもと、執行部と議会がよく車の両輪と言われますけれども、一緒にアクセルを踏んだり、またブレーキを踏むこともあろうかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたしまして、あいさつに代えさせていただきます。

○臨時議長（北方貞明） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

議員各位のご協力を得まして、無事に臨時議長の職務を務めさせていただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、篠原静則議長、議長席にご着席お願いいたします。

〔篠原静則議長、議長席に着席〕

○議長（篠原静則） ただいま議長席に着きました。どうか皆様方の今後のご協力をよろしく願いをいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。10時45分に開会しますので、よろしくお願ひします。

午前10時31分休憩

午前10時45分開議

○議長（篠原静則） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△議席の指定について

○議長（篠原静則） 日程第2、議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。

議席は、ご着席のとおりであります。

- | | | | |
|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 新原 | 勇 | 議員 |
| 2番 | 森 | 武一 | 議員 |
| 3番 | 前田 | 隆 | 議員 |
| 4番 | 池田 | みすず | 議員 |
| 5番 | 梅木 | 勇 | 議員 |
| 6番 | 堀内 | 貴志 | 議員 |
| 7番 | 川越 | 信男 | 議員 |
| 8番 | 感王寺 | 耕造 | 議員 |
| 9番 | 持留 | 良一 | 議員 |
| 10番 | 北方 | 貞明 | 議員 |
| 11番 | 池山 | 節夫 | 議員 |
| 12番 | 徳留 | 邦治 | 議員 |
| 13番 | 篠原 | 静則 | 議員 |
| 14番 | 川畑 | 三郎 | 議員 |

ただいまのとおり、議席を指定いたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（篠原静則） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、新原勇議員、川畑三郎議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（篠原静則） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

△副議長の選挙について

○議長（篠原静則） 日程第5、これより副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は、議会基本条例第5条第6項の規定により、副議長の選出に当たり、本会議において職を志願する者に所信を表明する機会を設けると規定されております。

ついでには、副議長の職を志願される方は、演壇にて所信を述べていただきたいと存じます。

なお、2名以上の場合には、議席番号順にお願いをいたします。

それでは、まず副議長の職を志願される方の起立を求めます。

〔志願者起立〕

○議長（篠原静則） 副議長の選挙について、6番、堀内貴志議員、10番、北方貞明議員の2名の志願の方がありました。

最初に、堀内議員から演壇にて所信を述べていただきます。

〔堀内貴志議員登壇〕

○堀内貴志議員 おはようございます。

垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。このたびの副議長に立候補するに当たり、所信の機会を与えていただいたことに深く感謝申し上げます。

まずは、今回の選挙で選挙以前から女性候補の方々が注目をされ、その結果、垂水市議会始まって以来となる女性議員の誕生がありました。また、数年ぶりに30代という若い議員の誕生もありました。改選前に比べますと、再選を果たした現職ら10名に対して、4名の議員の方々が初当選されたということで、これまで以上に新しい体制で新たな議会の始まりとなります。改

選後の初の臨時会に、見事、議席を獲得されました議員の皆様方に心よりお喜び申し上げます。

私自身は、平成23年4月の市議会議員選挙で初当選させていただきました。2期8年間、総務文教委員会委員長、監査委員、そして大隅肝属広域事務組合の監査委員などを歴任いたしまして、さまざまな議会内の経験を積んでまいりました。そして、再び議員として活躍させていただく機会を与えていただきましたことに対して、新たな決意で臨むところであります。

さて、我々議員は、二元代表制のもとに、市長と同等に住民の直接選挙に基づいて選ばれたものであります。それぞれが市民の負託に応える責務を負っています。そして、皆様ご存じのとおり、地方自治体の中では、市長は、予算案の提出権や執行権などをもち、議会は、監査機能や議決権など、チェック機関としての役割を果たすことが重要であります。さまざまな市政の課題に対する意向を的確に把握し、議員間の活発な議論を通じ、議員自らそういった工夫を積み重ね、垂水に住んでよかった、住み続けたい、住みたいという実感できるように進めていく必要があると思います。そのためにも議会は公平と透明性を確保するために、市民にわかりやすい真に開けた議会を目指し、議会が市民の皆様身近に感じていただき、厚い信頼が得られますよう尽くしてまいります。そして、古い議会の体質を改善し、新しい議会の在り方も考えなければならない時期に来ていると思います。これからは市議会において、与党も野党もなく、あくまでも垂水市発展のため市民のために、それぞれが是々非々で行動することが大切ではないかと思っています。オール垂水、オール議会でいくという決意であります。

最後になりますが、私は副議長として、議員各位のご協力を得ながら、しっかりと議長を補佐し、垂水の稔り生む風として、稔り多い垂水市をつくるために、全力で取り組むことをお誓

い申し上げて所信といたします。どうか、議員の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（篠原静則） 次に、10番、北方議員、お願いをいたします。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 北方貞明でございます。

常に市民の目線に立って議会活動、議員活動を努めさせていただきたいと思っております。そして、垂水市民の発展、そして議会がますますまた活性化することに対して、篠原議長と共に、そして篠原議長を補佐していきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（篠原静則） 以上で、副議長の職を志願される方の所信表明が終わりました。

それでは、ただいまから副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉じます。

[議場閉鎖]

○議長（篠原静則） ただいまの出席議員数は、14名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（篠原静則） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（篠原静則） 異状なしと認めます。念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いいたします。

[1番議員から順次投票]

- 1番 新原 勇 議員
- 2番 森 武 一 議員
- 3番 前田 隆 議員
- 4番 池田 みすず 議員
- 5番 梅木 勇 議員
- 6番 堀内 貴志 議員
- 7番 川越 信男 議員
- 8番 感王寺 耕造 議員
- 9番 持留 良一 議員
- 10番 北方 貞明 議員
- 11番 池山 節夫 議員
- 12番 徳留 邦治 議員
- 13番 篠原 静則 議員
- 14番 川畑 三郎 議員

○議長（篠原静則） 投票漏れはありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 投票漏れなしと認めます。
 投票を終了いたします。
 議場の出入口を開きます。
 [議場開鎖]

○議長（篠原静則） 開票を行います。
 会議規則第31条第2項の規定により、立会人に先ほどの3名の方、新原勇議員、森武一議員、前田隆議員を指名いたします。
 先ほど指名されました3名の方は、開票の立会いをお願いをいたします。
 [開票・点検]

○議長（篠原静則） 選挙の結果を報告いたします。
 投票総数 14票
 これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
 そのうち
 有効投票数 13票
 無効投票数 1票
 有効投票数のうち
 堀内貴志議員 7票
 北方貞明議員 6票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。
 よって、堀内貴志議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました堀内貴志議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

△新任副議長あいさつ

○議長（篠原静則） 堀内貴志議員の副議長のあいさつを許可いたします。

[副議長堀内貴志登壇]

○副議長（堀内貴志） まずは、ありがとうございます。

ご支持をいただきまして副議長という立場で務めさせていただくことになりました。所信でも述べましたが、オール垂水、オール議会ということで垂水市活性化のために、共に議長を補佐しながら頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

△各常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長（篠原静則） 日程第6、各常任委員の選任について及び日程第7、議会運営委員の選任についてを一括議題といたします。

ここで暫時休憩いたしますので、各議員におかれましては各委員の選任をお願いをいたします。

議員の方は、全員協議会室へお集まりください。

午前11時3分休憩

午前11時25分開議

○議長（篠原静則） 引き続き会議を開きます。
 お諮りいたします。

各常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、森武一議員、前田隆議員、堀内貴志議員、持留良

一議員、北方貞明議員、池山節夫議員、川畑三郎議員、以上7名を総務文教常任委員に、

新原勇議員、池田みすず議員、梅木勇議員、川越信男議員、感王寺耕造議員、徳留邦治議員、篠原静則議員、以上7名を産業厚生常任委員に、

堀内貴志議員、川越信男議員、感王寺耕造議員、池山節夫議員、徳留邦治議員、川畑三郎議員、以上6名を議会運営委員にそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

ただいま選任しました各常任委員及び議会運営委員の方々は、次の休憩時間中にそれぞれ委員会を開き、正・副委員長との互選を行い、その結果をご報告いただきたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時27分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△各常任委員会及び議会運営委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（篠原静則） 各常任委員会及び議会運営委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせをいたします。

総務文教委員長川畑三郎議員、副委員長持留良一議員、

産業厚生委員長梅木勇議員、副委員長川越信男議員、

議会運営委員長徳留邦治議員、副委員長池山節夫議員、以上でございます。

△大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙

について

○議長（篠原静則） 日程第8、大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

議長において2名を指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議長において2名を指名することに決定をいたしました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に持留良一議員及び梅木勇議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました持留良一議員及び梅木勇議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名しました持留良一議員及び梅木勇議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人とすることに決定をいたしました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました持留良一議員及び梅木勇議員が議場におられますので、この席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

△報告2件 一括上程

○議長（篠原静則） 日程第9、平成30年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第10、平成30年度垂水市一般会計継続費繰越計算書の報告についての報告2件を一括議題といたします。

報告を求めます。

○財政課長（和泉洋一） 平成30年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご報告を申し上げます前に、報告書の訂正についてお願いを申し上げます。

お配りしております平成30年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の2行1列の款の費目名が6款「農林水産費」となっておりますが、正しくは「農林水産業費」でございますので、本日お配りいたしました正誤表のとおり訂正方をお願いいたします。

今後は、このようなことがないよう細心の注意を払い事務を執り行う所存でございます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、平成30年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

平成30年度の歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものにつきまして、地方自治法第213条の規定により平成31年度に繰り越して使用しますことを、3月議会の平成30年度補正予算第5号でご承認をいただいておりますので、その繰越明許費について同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書をご報告申し上げるものでございます。繰り越された経費は配付しております平成30年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しているとおりでございます。

繰越事業の内容でございますが、6款農林水産業費1項農業費は、被災農業者向け経営体育成支援事業を平成31年度に繰り越したものでございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費の4事業につきましては、災害や地権者との協議に時間を要したため繰り越したものでございます。

同じく、5項都市計画費の垂水中央運動公園都市公園事業は、垂水中央運動公園整備事業の設計について繰り越したものでございます。

10款教育費5項社会教育費の市民館耐震補強計画策定事業は、補強計画に係る判定委員会の実施等に日数を要したことから繰り越したものでございます。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費のうち、林業用施設現年発生補助災害復旧事業は、平成30年台風24号による林道災害復旧事業が年度内に事業完了できずに繰り越すものであり、林業用施設過年発生補助災害復旧事業は、平成28年度台風16号による災害復旧事業として、平成30年度に発注を行った工事のうち、年度内に事業完了できなかったものについて繰り越したものでございます。

同じく、2項公共土木施設災害復旧費のうち、道路橋梁河川現年発生補助災害復旧事業は、平成30年梅雨前線豪雨、台風7号及び台風24号による市内6カ所の災害復旧事業でございますが、国の災害査定を受検してからの発注であったため、標準工期を確保できないことから繰越事業となったものでございます。

また、道路橋梁河川過年発生補助災害復旧事業は、平成28年の台風16号に伴う中洲橋災害復旧事業でございます。平成30年度は橋脚部分の工事を6月から行いましたが、水量の多い時期は工事ができなかったこともあり、橋脚工事の完成が遅れ、上部工の工期を確保できず繰り越したものでございます。

繰越明許費全体といたしまして、11事業の総額5億1,016万7,000円でございますが、繰り越しに要する財源は、国県支出金、地方債、一般財源でございます。

以上で、平成30年度垂水市一般会計繰越明許

費繰越計算書の報告を終わります。

続きまして、平成30年度垂水市一般会計継続費繰越計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

垂水市新庁舎建設工事基本・実施設計業務委託について、平成30年度垂水市一般会計補正予算第3号において、平成30年度から平成31年度の2年間の継続費として設定しておりますが、平成30年度に設定した歳出予算の経費のうち、年度内に支出をしなかった予算につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により平成31年度に逐次繰越を行い、繰越計算書をご報告申し上げるものでございます。

繰り越されました経費は、配付いたしております平成30年度垂水市一般会計継続費繰越計算書に記載しているとおおり、支出しなかった10万円を平成31年度へ繰り越すものでございます。

なお、財源につきましては、市有施設整備基金繰入金を歳入として計上いたしております。

以上で、報告を終わります。

○議長（篠原静則） 以上で、日程第9、平成30年度垂水市一般会計繰越明許費の繰越計算書の報告について及び日程第10、平成30年度垂水市一般会計継続費繰越計算書の報告についての2件の報告を終わります。

△報告第3号～報告第6号 一括上程

○議長（篠原静則） 日程第11、報告第3号から日程第14、報告第6号までの報告4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度垂水市一般会計補正予算（第6号））

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることにつ

いて（垂水市税条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（篠原静則） 報告を求めます。

○財政課長（和泉洋一） 報告第3号専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

特別交付税の確定により、市有施設整備基金の積立の執行に急施を要しましたので、平成31年3月29日に、平成30年度垂水市一般会計補正予算第6号を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の内容でございますが、平成30年度の特別交付税及び地方消費税交付金の交付額が確定したことから、実績に合わせまして歳入を増減額し、歳入超過分を市有施設整備基金の積立に予算措置をしたものでございます。

今回、歳入歳出とも1億6,205万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は124億8,036万9,000円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

事項別明細でございますが、7ページをお開きください。

歳出は、2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の市有施設整備基金積立金でございます。

これらに対する歳入は、戻りまして6ページの歳入明細にありますとおおり、地方消費税交付金を減額補正、特別交付税を増額補正して収支の均衡を図っております。

以上で、報告を終わりますが、ご承認いただ

きますようよろしくお願ひ申し上げます。

○市民課長（鹿屋 勉） 報告第4号専決処分
の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、平成31年度の国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成31年3月31日に専決処分し、4月1日から施行いたしました。

このことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により、ご報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。

下線を引いたところが改正部分でございます。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額
の上限を「58万円」から「61万円」へ引き上げて
おります。

第23条第2号は、5割軽減の基準について被
保険者数に乗ずる金額を「27万5,000円」から
「28万円」に引き上げ、同条第3号は、2割軽
減の基準について被保険者数に乗ずる金額を
「50万円」から「51万円」にするもので、これ
らの改正により国民健康保険税の軽減対象の範
囲を拡大し、所得の少ない被保険者世帯の負担
軽減を図るものでございます。

第24条の2第2項は、特例対象被保険者等に
係る申告につきまして、マイナンバーによる情
報連携により雇用保険受給者資格者証の提示が
不要になることによる改正でございます。

以上で、報告を終わりますが、ご承認いた
だきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○税務課長（港 裕幸） 報告第5号専決処分
の承認を求めることにつきましてご説明申し上
げます。

平成31年度税制改正の大綱を受け、地方税法
等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一
部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動
車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令
が、平成31年3月29日にそれぞれ公布され、一
部が同年4月1日及び6月1日から施行される
こと等に伴いまして、平成31年度の市税の賦課
に急施を要しましたので、垂水市税条例の一部
を改正する条例を地方自治法第179条第1項の
規定により専決処分とし、4月1日から施行し
たところでございます。そのため地方自治法第
179条第3項の規定に基づきご報告申し上げ、
承認を求めようとするものでございます。

今回の市税条例の改正につきましては、平成
31年度の地方税制の改正のうち、4月1日から
施行となります軽自動車税の税率の特例、及び
6月1日から施行となります寄附金税額控除等
に関するものについて、法律の改正にあわせて
改正を行ったものでございます。

なお、市民税の申告に関する改正や軽自動車
税の環境性能割に関する改正など、他の改正に
つきましては、施行日が本年10月以降であるこ
とから、第3回定例会へ上程を予定してござい
ます。

説明につきましては、お手元の新旧対照表に
て、主に本則の改正についてご説明申し上げま
す。

1ページをご覧ください。1ページ、第34条
の7は、法律の改正により地方公共団体に対す
る寄附金について、特例控除額の措置対象を特
例控除対象寄附金とする旨の改正がなされたた
め、今回改正しようとするものでございます。

中段、附則第7条の3の2から10ページ上段、
附則第16条の2までは、法律・政令の改正にあ
わせての改正と、附則第10条の3の6項の新設
に伴う項ズレによります改正でございます。

なお、附則第22条は、東日本大震災に係る固
定資産税の特例に関しての規定の整備でござい

ます。

以上で、垂水市税条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を終わりますが、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○保健課長（橘圭一郎） 報告第6号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日に施行されたことに伴い、平成31年度の介護保険料の賦課に急激を要しましたので、同日の平成31年4月1日に垂水市介護保険条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条の第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりご報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回の主な改正の内容でございますが、これまで第1号被保険者である65歳以上の方の低所得者の保険料軽減対策として実施しておりました第1段階者の軽減措置を第2及び第3段階者まで拡大するため改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

介護保険法施行令の一部改正により、保険料につきまして「3万780円」を「2万5,650円」とし、第2号の第2段階の被保険者の保険料額「5万1,300円」を「4万2,700円」に、第3号の第3段階の被保険者の保険料額「5万1,300円」を「4万9,590円」とするものでございます。

これらの改正は、第5段階の基準年額6万8,400円に、1段階はその2分の1、2段階及び3段階は4分の3とした現行の保険料率から、更に1段階及び2段階は12.5%を、第3段階においては2.5%を減した保険料率の額となっており、所得の少ない被保険者の保険料軽減を図るものでございます。

また、今回の改正は、10月からの消費税増税

に伴い、10月以降分を軽減対象としておりますことから、半年分についての軽減となっております。

なお、附則につきましては、平成31年4月1日からの施行期日を規定しており、経過措置といたしまして、改正後の本条例第2号の規定につきましては、平成31年度以後の年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料につきましては、従前の例によるものとするものでございます。

以上で、報告を終わりますが、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠原静則） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○持留良一議員 まず、報告第3号についてですけれども、今回、市有施設整備基金への積立ということで、先ほど説明がありました。その財源は、地方特別交付税の残った金額をということだったんですが、この積立自体は当初からこの特別地方交付税を充てるということになっていたのかということです。というのは、私たちがどうしても計画的な側面を重視し、そのことによって市民サービスへの貢献ということも頭に、2つのことがどうしても頭にあるわけなんですよね。そういうことを考えたとき、やっぱりこれが本当に当初の計画とおりであったの、それともこのように来たから済むということにしたのか、この点について市民サービスとの関係で、この基金の積立方の意義について教えていただきたいと思います。

それから、国保税の問題なんですが、確かに2つありますよね。限度額が増えたということで、対象者も22名いらっしゃるということだったんですが、そのことと、あとは5割・3割軽減が2割軽減化されるということで、この点では枠が広がったということで、対象者が広がっていくだろうなというふうに思うんですが、こ

の財源は一体どうなるのか。今まで、さまざまこの国保の会計の問題で議論しているときには、その財源が大変厳しいことで対策が取れないとかいろいろありましたが、この財源は一体どうするのかということがあります。先ほど、地方税法の改正ということがあったとき、どうしても頭にくるのは、その10月からの消費税増税10%を見込んだ形での考え方が、圧倒的にこの法令に関してはいっぱい出てくるんですけども、そのことについては、この財源というのはどんなふうにしていくのかというのが一つありました。

それと、あと報告第5号の問題なんですけど、今回、地方税法の改正、介護保険もこういうふうと一緒にですけども、国保も一緒ですけども、さまざまな形で市民にとっても、軽減措置がとられたということで、非常に一面ではいいかなというふうに。でも、それは基本的には、消費税対策という中身が中心だろうというふうに私は理解しています。そうやってきたときに、このさまざまな問題について、そのあたりの考え方ということ、認識というか、そのことについては問題ないのか、それとももうそれとは関係なく、今回はこんな形で出したんですよということで理解していいのか、この点についてお聞きしたいと思います。

あと、介護保険の問題なんですけど、ここに介護保険最新情報ということが厚生労働省から出されています。この通知の都道府県知事宛のを見ますと、真ん中にこんなのが書いてあります。「今般の低所得者の保険料軽減強化については、10月以降の消費税率引き上げによる財源の手当てであることを反映し、2020年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定をしている」ということで、非常に軽減措置を取られるのは、非常に低所得者にとっては有利なことだと思うんですけど、でも一方では、その財源として消費税の増税を見込んでいくということに

なると、これはちょっとやっぱりいかなものかなという点があるものですから、この中身について財源問題について、私は疑問に思ったものですからお答えいただければと思います。

○財政課長（和泉洋一） 持留議員の特別交付税の財源の考え方、基金の積立についての考え方についてのご質問にお答えいたします。

特別交付税につきましては、普通交付税とはその趣旨が異なっておりまして、その地域特有の災害等の事情により特別交付税は交付をされております。ですので、特別交付税の交付額というのは、過去の例を見ても7億円程度から10億円程度まで約3億程度の幅があり、交付が毎年、ことしは3月22日に交付決定がされたところでございます。

この特別交付税の予算措置につきましては、当初予算においては、過剰に予算措置をすることができませんので、過去の例を見て、最低限この程度はということで、予算措置をいたしているところでございまして、各年度、災害等の状況に応じて交付額が確定した段階で、その予算との差額、超過額につきましては、現在は市有施設整備基金に積む、もしくは財政調整基金に積むというような形で予算の執行を行っております。

計画的な市有施設整備基金の積立につきましては、当然、平成23年度にこの基金は設置されておまして、毎年1億から2億程度の基金の積立を行っているところでございますが、当初予算で基金の積立を予算措置するというのは、本市の財政状況ではかなり難しいところがございまして、各年度その前年度からの繰越の状況、当該年度の補正予算の推移の状況、そして最後に、特別交付税等の交付の状況等々を勘案いたしまして、補正予算で対応することといたしております。

以上でございます。

○市民課長（鹿屋 勉） 持留議員の垂水市国

民健康保険税を改正する条例につきましてのご質問にお答えいたします。

改正による財源負担のことをお尋ねでしたが、今回、上限額が3万円引き上げられたことに伴いますこの財源につきましては、被保険者の保険税で賄うというか、ご負担していただくということになります。

この影響につきましては、31年度の国保税の賦課が7月1日に確定しますので、通知としましては、昨年度のデータによるものでございますけれども、この影響を受けます世帯が25世帯ございまして、25世帯のこの資産額は、調定額の増は75万円ほどになるかという試算を行っております。25世帯でございましたので、1世帯平均3万円のご負担の増が発生するということになります。

あと、2割軽減、5割軽減の基準額が増えるわけですので、これに伴いまして税収は減となりますけれども、これら減になりました財源につきましては、国保税の軽減相当額、これにつきまして保険基盤安定制度により全額公費から補てんされるということになっております。

以上でございます。

○税務課長（港 裕幸） 持留議員の質問にお答えいたします。

今回の一部改正に伴います市民への影響につきましては、本則における改正がふるさと納税制度の適正化を図るものであること、また附則においては、住宅ローン控除の控除期間延長、高規格堤防整備に伴う固定資産の減額措置、軽自動車税のグリーン化特例の適用対象の見直しなどがございますので、市民生活への直接的な影響はほとんどないものと考えております。

以上です。

○保健課長（橘圭一郎） 持留議員のご質問にお答えする前に、先ほど私のほうで口述申し上げた際、ちょっと一部訂正をお願いしたいと思います。

先ほど、第2号の第2段階の被保険者の保険料額「5万1,300円」が「4万2,700円」になるというふうに申し上げているようですが、「4万2,750円」でございます。大変申し訳ございませんでした。

持留議員のほうの財源の内訳ということで申し上げますと、1段階の方が、大体、私どものほうで1,300～1,400名、2段階の方が1,000名と3段階の方が700名程度でございまして、この方々に対するその負担料軽減の軽減額の補てんにつきましては、国が4分の2、県と市が4分の1ずつを手当てをすることになっておりまして、負担金として入ってくるようになります。

ことしにつきましては、10月以降の消費税増税に伴いますことから6カ月分となっております。1段階と2段階につきましては、12.5%を減するというところでございますが、来年度以降は25%を減するということになります。3段階につきましては、2.5%が5%になるというふうな形になりますので、次回の議会におきまして、補正予算でちょっと対応をお願いしたいと思っておりますのでございますが、大体の金額で申し上げますと、ことしの分で1,800万ほど、負担金と市の一般会計からの持ち出しという部分で合わせて手当てをお願いしたいと考えているところでございます。

来年度につきましては、その倍額というふうな形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（篠原諍則） ほかに。

○持留良一議員 2回目なんですけれども、この積立金の基金の問題なんですけれども、確かにそれは当初から積立やということは、毎回、回答として出てくるわけなんですけれども、しかし、市民対市民との関係でいくと、やはりここをどれだけ積むかということが、この市庁舎の財政問題についても大きなウエートを占める中身だったと思うんですよ。そういう意味で、

地方交付税、特別交付税がこうだったから積むとかということで、果たして市民が納得できるんだらうかという、やっぱり計画的な項目、いかにやっぱりローンを減らしていくか、借入を減らしていくかという観点も出てくると思うんですよね。

だから、そうやってきたときに、やっぱりこういう形がいいのかという問題と、やっぱりもう一方で、じゃあ市民サービスの関係ではどうなっていくんだと。先ほど地方特別交付税の財源のいろんな背景は僕らも承知はしているんですが、しかし、市民サービスの関係ではどうなっているんだ、財政調整基金にもちゃんと積みよと、積むことも大事なんじゃないかと、翌年度のやっぱり財源に原資として扱うことも重要なんじゃないかという観点があって、そういう議論は改めてなされなかったのかというのが再質問としてあります。

ついて、あと5番目と6番目の問題なんですけども、基本はやっぱりこの法の大きな改正の前提と先ほど言いましたとおり、消費税を増税するというを最大見越しながら財源を確保していくという問題ですよね。今、さまざま議論がこの消費税問題についてはある中で、対策もとったのが今回こういう形で政令との関係で出てきたというのがありました。そして一方では、こういう形で財源しながら、国・県・市の負担によってそこは賄っていきますよと。介護保険の原資はつくということでしたけども、改めてその5番と6番にお聞きしますけども、基本はやっぱりそういう消費税の問題、増税を前提とした組立てが、この地方税法の改正にはあったんじゃないか、その点についての理解なり、もしくはその考え方について、再度お聞きしたいと思います。

○財政課長（和泉洋一） 持留議員の2回目のご質問にお答えいたします。

市有施設整備基金の計画的な積立につきまし

ては、当初予算で編成をいたすことが理想というふうに私も考えております。

しかしながら、本市の財政状況においてはそれを許されない状況もございます。そういう中で、計画的に積むということはいろんな歳出管理を財政課のほうで1年間を通してやりながら、そこで剰余金等を生み出して計画的に積んでいくというところが、今、我々ができる最善の策ではないかということで、毎年度このような形で予算措置をいたしているところでございます。

それと、市民サービスとの関連はということでございますが、特別交付税の交付につきましてはもう3月末ということで、それからの通常の予算措置というのは執行が間に合いません。ですので、基金に積むという形でやらざるを得ないというところでございます。

財政調整基金につきましても、これまで15億程度の積立を行ってきておりまして、今、優先事項として市有施設整備基金が優先であろうという形で、平成30年度においては、市有施設整備基金への積立を優先したところでございます。

以上でございます。

○税務課長（港 裕幸） 持留議員の2回目の質問にお答えいたします。

今回の市税条例の改正につきましては、消費税の引き上げに絡む部分というものは、附則7条の3の2の関係でございまして、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充と、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止という部分にかかってくると思いますけれども、このことにつきましては、税率10%の対象となる住宅取得費等について、住宅ローン控除の期間を現行の10年から3年間延長するものがあり、建物購入価格の2%、住宅ローン年末残高の1%、いずれか少ない額を税額控除するということにつきましましては、消費税の増税に絡んだ部分の改正だというふうに考えております。

以上です。

○保健課長（橘圭一郎） 持留議員の質問に対する答えを準備しておりませんので、申し訳ございません。

一応、介護報酬等の改定等が出てくる関係もございませぬ。消費税の分につきましてはですね。その部分での今回の軽減ということであったかと思ひます。大変申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（篠原静則） ほかに質疑はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

報告第3号から報告第6号までの報告4件を承認することにご異議ございませぬか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） ご異議がございませぬので、報告第5号及び報告第6号を除き、各報告を承認することにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、報告第5号及び報告第6号を除く各議案は承認することに決定しました。

次に、報告第5号は起立によって採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

本報告を承認することに賛成の方はご起立願ひいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立多数であります。よって、報告第5号は承認することに決定いたしました。

次に、報告第6号は起立によって採決いたします。

なお、起立されない方は否とみなします。

本報告を承認することに賛成の方はご起立を願ひいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（篠原静則） 起立多数であります。よって、報告第6号は承認することに決定しました。

△議案第32号 上程

○議長（篠原静則） 日程第15、議案第32号垂水市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、垂水市監査委員として同意を求めている感王寺耕造議員について、地方自治法第117条の規定により退席を求めます。

〔感王寺耕造議員退席〕

○議長（篠原静則） 説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥） 議案第32号の垂水市監査委員の選任について、ご説明を申し上げます。

議会選任の監査委員でありました堀内貴志議員が、平成31年4月29日をもって任期満了となりましたことから、新たに議会選任の監査委員を選任する必要が生じたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものでございます。

選任しようとする方は、感王寺耕造議員でございます。住所は、垂水市新城5752番地。生年月日は昭和35年2月1日でございます。

なお、委員の任期は、地方自治法第197条に、議員のうちから選任される者にあつては、議員の任期によるとなっておりますことから、令和5年4月29日まででございます。ご同意をいただきますようよろしく願ひ申し上げます。

○議長（篠原静則） これから質疑を行います。質疑はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ありませぬか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号垂水市監査委員の選任については同意することに決定をいたしました。

感王寺耕造議員の着席を求めます。

[感王寺耕造議員着席]

○議長（篠原静則） ここで、暫時休憩をいたします。

次は、午後1時20分から再開いたします。よろしくお願ひします。

午後0時8分休憩

午後1時20分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△桜島火山活動対策特別委員会及び国道整備促進特別委員会の設置について

○議長（篠原静則） 日程第16、桜島火山活動対策特別委員会の設置について、日程第17、国道整備促進特別委員会設置についてを一括議題といたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中に、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ご参集願ひします。

午後1時21分休憩

午後1時35分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

最初に、桜島の継続的な火山活動による被害の調査、研究並びに対策、検討のために、目的達成まで7人の委員をもって構成する桜島火山活動対策特別委員会を設置したいと思ひます。

これにご異議ございせんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、桜島の継続的な火山活動による被害

の調査、研究並びに対策、検討のために、目的達成まで7人の委員をもって構成する桜島火山活動対策特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました桜島火山活動対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、森武一議員、前田隆議員、池田みすず議員、感王寺耕造議員、持留良一議員、北方貞明議員、川畑三郎議員、以上7名を指名したいと思ひます。

これにご異議ございせんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を桜島火山活動対策特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

次に、交通量の増加に伴い、混雑する国道の整備を促進し、交通の緩和と事故防止を図るために、目的達成まで6人の委員をもって構成する国道整備促進特別委員会を設置したいと思ひます。

これにご異議ございせんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、交通量の増加に伴い、混雑する国道の整備を促進し、交通の緩和と事故防止を図るために、目的達成まで6人の委員をもって構成する国道整備促進特別委員会を設置することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました国道整備促進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、新原勇議員、梅木勇議員、堀内貴志議員、川越信男議員、池山節夫議員、徳留邦治議員、以上6名を指名したいと思ひます。

これにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠原静則） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6人を国道整備促進特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任いたしました各特別委員会の委員の方々は、次の休憩時間にそれぞれの委員会を開き、正・副委員長の互選を行い、その結果を報告をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時39分開議

○議長（篠原静則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△桜島火山活動対策特別委員会及び国道整備促進特別委員会正・副委員長互選結果報告

○議長（篠原静則） 桜島火山活動対策特別委員会、国道整備促進特別委員会における正・副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせをいたします。

桜島火山活動対策特別委員会委員長に感王寺耕造議員、副委員長に持留良一議員、国道整備促進特別委員会委員長に川越信男議員、副委員長に新原勇議員、以上でございます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本臨時会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△閉 会

○議長（篠原静則） これをもちまして、令和元年第1回垂水市議会臨時会を閉会いたします。

午後1時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長
(臨時議長)

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員

